

参考資料一覧

- 参考資料1 令和3年2月16日付2港保国年第5798号の諮問について（答申）
- 参考資料2 令和3年度 港区国民健康保険条例改正の概要
- 参考資料3 港区国民健康保険の保険料率等について
- 参考資料4 令和3年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較
- その1 年金収入1人世帯の場合
 - その2 年金収入2人世帯の場合
 - その3 給与収入3人世帯の場合
- 参考資料5 港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数

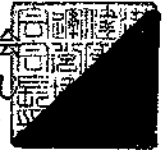


参考資料 1

2港国運答申第2号
令和3年3月1日

港区長 武井雅昭 様

港区国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 池田 こうし



令和3年2月16日付2港保国年第5798号の諮問について（答申）

令和3年2月16日付2港保国年第5798号で諮問のあった、諮問第2号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、下記のとおり答申します。

記

1 諮問第2号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、

国の公費負担増を求めること。

未就学児を対象に行おうとしている被保険者均等割の減額措置を18歳未満にも拡大するよう国に要望すること。

との意見があったが、賛成多数で原案を適当と認めます。

(1) 令和3年度港区国民健康保険料率等について

①統一保険料方式

特別区の区域内では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準となる保険料率を共通基準として策定し、各区が定める保険料率をこれに一致させて運用していく統一保険料方式を行っており、港区もこの方式で保険料率を定めています。

②法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込を除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度の制度改革時の国の方針から、納付金分を94%（残り6%は法定外（一般財源）繰入）として算定し、以後、この割合を95%、96%と1%ずつ引き上げ法定外繰入を段階的に解消することを平成29年度区長会において定めています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢を鑑み、区財政の状況や長期的な財政規律の確保も視野に入れ、本来97%に引き上げる予定であった激変緩和割合を令和2年度と同じ96%を維持することにより、保険料負担の抑制を図りました。

基礎分&後期支援金分		令和2年度(現行) (独自激変緩和96%)	令和3年度(今回提案) (独自激変緩和96%)	参考 (独自激減緩和97%)
賦課割合 (所得割:均等割)		65:35	65:35	65:35
保 険 料 率 等	所得割率	9.43%	9.54%	9.65%
	基礎分	7.14%	7.13%	7.21%
	後期支援金分	2.29%	2.41%	2.44%
	均等割額	52,800円	52,000円	52,500円
	基礎分	39,900円	38,800円	39,200円
	後期支援金分	12,900円	13,200円	13,300円
	賦課限度額	820,000円	820,000円	820,000円
	基礎分	630,000円	630,000円	630,000円
	後期支援金分	190,000円	190,000円	190,000円
	介護納付金分		令和2年度(現行) (独自激変緩和96%)	令和3年度(今回提案) (独自激変緩和96%)
賦課割合 (所得割:均等割)		59:41	61:39	61:39
所得割率		1.46%	2.13%	2.17%
均等割額		15,600円	17,000円	17,200円
賦課限度額		170,000円	170,000円	170,000円
一人当たり保険料(基礎分)		117,989円	113,435円(-3.86%)	114,349円(-3.09%)
一人当たり保険料(後期分)		37,334円	37,293円(-0.11%)	37,575円(+0.65%)
一人当たり保険料(介護分)		37,698円	43,401円(+15.13%)	43,885円(+16.41%)
一人当たり保険料 (基礎+後期)		155,323円	150,728円(-2.96%)	151,924円(-2.19%)
前年度比			-4,595円	-3,399円
一人当たり保険料 (基礎+後期+介護) 40~64歳		193,021円	194,129円(+0.57%)	195,809円(+1.44%)
前年度比			1,108円	2,788円

(2) 地方税法改正に伴う国民健康保険料の見直し

①各種控除額の変更

令和2年の税制（地方税法）改正に伴い、保険料算定の基礎となる各種控除額を変更します。

給与所得者、年金受給者に関しては、給与所得控除額、年金所得控除額が10万円減額されますが、基礎控除額が10万円増額されるため、原則、保険料算定に影響はありません。

また、フリーランスの方の営業所得や不動産所得については、基礎控除額の10万円増額のみが適用されるため、保険料算定の減額要因になります。

②減額の対象となる所得の基準について

令和2年の税制（地方税法）改正に伴い、保険料減額の対象となる所得の基準の規定を整備します。

一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯は、基礎控除額の見直しにおいて保険料の軽減措置に該当しなくなることを防ぐため、軽減判定基準の整備を行い、現状を維持します。

③65歳以上の公的年金所得における特別控除額について

令和2年の税制（地方税法）改正に伴い、65歳以上の公的年金所得の特別控除額についての規定を整備します。

65歳以上の方の公的年金所得については、15万円の特別控除があるため、条例19条の2で規定する「110万円」とあるところを「125万円」と読み替えるよう付則第3条の整備を行い、現状を維持します。

港区国民健康保険の保険料率等について

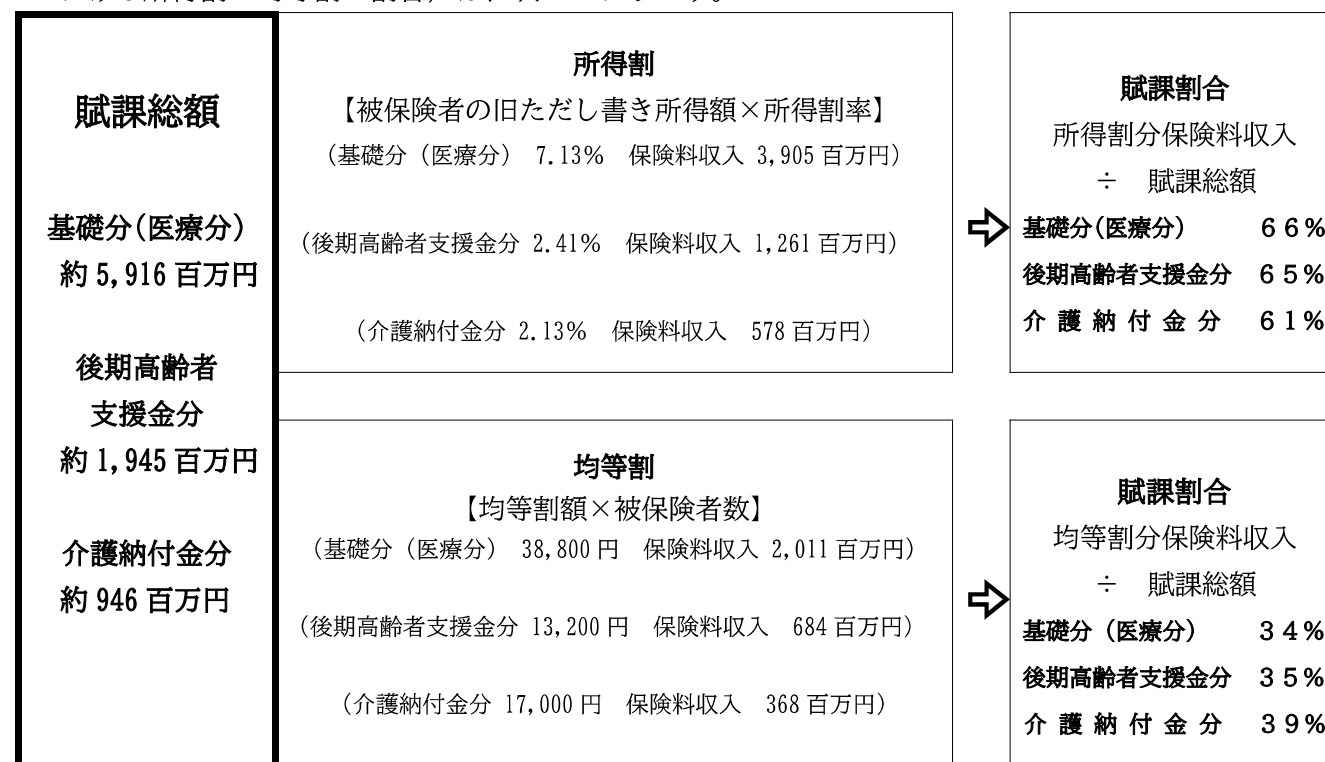
1 港区国民健康保険における保険料率等の推移

区分		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	
基礎分 (医療分)	賦課総額	5,916百万円	6,346百万円	6,530百万円	6,532百万円	6,636百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	66:34	66:34	66:34	66:34	66:34	
	保険料率	所得割	7.13% (-0.01%)	7.14%	7.25%	7.32%	7.47%
		均等割	38,800円	39,900円	39,900円	39,000円	38,400円
	賦課限度額	63万円	63万円	61万円	58万円	54万円	
後期高齢者 支援金分	賦課総額	1,945百万円	2,008百万円	2,020百万円	2,030百万円	1,937百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	65:35	65:35	66:34	66:34	66:34	
	保険料率	所得割	2.41% (+0.12%)	2.29%	2.24%	2.22%	1.96%
		均等割	13,200円 (+300円)	12,900円	12,300円	12,000円	11,100円
	賦課限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	
介護納付金分	賦課総額	946百万円	839百万円	798百万円	795百万円	793百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	61:39	59:41	55:45	54:46	53:47	
	保険料率	所得割	2.13% (+0.67%)	1.46%	1.24%	1.18%	1.09%
		均等割	17,000円 (+1,400円)	15,600円	15,600円	15,600円	15,600円
	賦課限度額	17万円	17万円	16万円	16万円	16万円	

一人当たり保険料 (基礎分)	113,435円 (-4,554円)	117,989円 (+761円)	117,228円 (+2,700円)	114,528円 (+4,874円)	109,654円 (+7,736円)
一人当たり保険料 (後期分)	37,293円 (-41円)	37,334円 (+1,064円)	36,270円 (+677円)	35,593円 (+3,589円)	32,004円 (+229円)
一人当たり保険料 (介護分)	43,401円 (+5,703円)	37,698円 (+2,662円)	35,036円 (+500円)	34,536円 (+887円)	33,649円 (+1,532円)
一人当たり保険料 (基礎分+後期分)	150,728円 (-4,595円)	155,323円 (+1,825円)	153,498円 (+3,377円)	150,121円 (+8,463円)	141,658円 (+7,965円)
一人当たり保険料 (基礎+後期+介護)	194,129円 (+1,108円)	193,021円 (+4,487円)	188,534円 (+3,877円)	184,657円 (+9,350円)	175,307円 (+9,497円)

2 賦課割合

特別区基準保険料率により、港区の所得割分・均等割分の保険料収入を算出した賦課割合(賦課総額における所得割と均等割の割合)は、次のとおりです。



3 政令改正に伴う見直し

1 基礎控除額等の見直し

地方税法改正により保険料計算のもととなる基礎控除額が「33万円」から「43万円」に、給与所得控除額が「65万円」から「55万円」に、公的年金等控除額については、65歳未満の方が「70万円」から「60万円」に、65歳以上の方が「120万円」から「110万円」に変更されました。

基礎控除額等の見直しが保険料の減額措置に影響することを防ぐための国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令改正に伴い、減額判定基準の規定を整備します。

2 均等割軽減判定所得(7割軽減、5割軽減、2割軽減)の見直し

減額割合	令和3年度	令和2年度
7割軽減	基礎控除額 43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	33万円
5割軽減	基礎控除額 43万円+28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	33万円+28.5万円×被保険者数
2割軽減	基礎控除額 43万円+52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	33万円+52万円×被保険者数

※ 世帯主と加入者全員の前年中総所得の合計が、上記基準以下の場合に減額対象となります。

その1

令和3年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 1人世帯の場合 】
 【世帯主 65歳、介護分無】

	令和3年度 A	令和2年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料	150,728 円	155,323 円	-4,595 円	-2.96%

	基礎分 + 後期分	世帯当たり 円	世帯当たり 円	円	
7割軽減世帯 均等割のみ 153万円		15,600	15,840	-240	-1.52%
7割軽減世帯 168万円		29,910	29,985	-75	-0.25%
5割軽減世帯 196万5,000円		67,498	67,420	78	0.12%
2割軽減世帯 220万円		105,518	105,421	97	0.09%
300万円		192,238	191,421	817	0.43%
400万円		270,942	269,218	1,724	0.64%
500万円		351,078	348,430	2,648	0.76%
600万円		432,168	428,585	3,583	0.84%
700万円		513,258	508,740	4,518	0.89%
800万円		597,210	591,724	5,486	0.93%
900万円		687,840	681,309	6,531	0.96%

※ 上表は、基礎分（医療分）＋後期高齢者支援金分を記載している。

※ 下表は、モデル的に計算したものである。基礎分（均等割額38,800円・所得割率7.13%）、後期高齢者支援金分（均等割額13,200円・所得割率2.41%）で試算

その2

令和3年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 2人世帯の場合 】

〔世帯主（65歳、介護分無）＋配偶者（65歳・収入無、介護分無）〕

	令和3年度 A	令和2年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料	150,728 円	155,323 円	-4,595 円	-2.96%

7割軽減世帯 均等割のみ 153万円	基礎分＋ 後期分	世帯当たり 円	世帯当たり 円	円	
		31,200	31,680	-480	-1.52%
7割軽減世帯 168万円		45,510	45,825	-315	-0.69%
5割軽減世帯 225万円		120,688	120,696	-8	-0.01%
2割軽減世帯 272万円		196,726	196,697	29	0.01%
300万円		244,238	244,221	17	0.01%
400万円		322,942	322,018	924	0.29%
500万円		403,078	401,230	1,848	0.46%
600万円		484,168	481,385	2,783	0.58%
700万円		565,258	561,540	3,718	0.66%
800万円		649,210	644,524	4,686	0.73%
900万円		739,840	734,109	5,731	0.78%

※ 上表は、基礎分（医療分）＋後期高齢者支援金分を記載している。

※ 下表は、モデル的に計算したものである。基礎分（均等割額38,800円・所得割率7.13%）、後期高齢者支援金分（均等割額13,200円・所得割率2.41%）で試算

その3

令和3年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 3人世帯の場合 】

〔世帯主（40歳、介護分有）＋配偶者（40歳、収入無、介護分有）＋子（10歳、収入無）〕

	令和3年度 A	令和2年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料	194,129 円	193,021 円	1,108 円	0.57%

7割軽減世帯 98万円	基礎分＋ 後期分 介護分 合計	世帯当たり 円	世帯当たり 円	円	
		46,800	47,520	-720	-1.52%
		10,200	9,360	840	8.97%
		57,000	56,880	120	0.21%
5割軽減世帯 195万1,999円		159,432	159,694	-262	-0.16%
		35,181	28,062	7,119	25.37%
		194,613	187,756	6,857	3.65%
2割軽減世帯 295万9,999円		273,546	273,751	-205	-0.07%
		60,410	47,724	12,686	26.58%
		333,956	321,475	12,481	3.88%
300万円		307,686	308,337	-651	-0.21%
		67,867	54,414	13,453	24.72%
		375,553	362,751	12,802	3.53%
400万円		378,282	378,119	163	0.04%
		83,629	65,218	18,411	28.23%
		461,911	443,337	18,574	4.19%
500万円		454,602	453,559	1,043	0.23%
		100,669	76,898	23,771	30.91%
		555,271	530,457	24,814	4.68%
600万円		530,922	528,999	1,923	0.36%
		117,709	88,578	29,131	32.89%
		648,631	617,577	31,054	5.03%
700万円		611,058	608,211	2,847	0.47%
		135,601	100,842	34,759	34.47%
		746,659	709,053	37,606	5.30%
800万円		696,918	693,081	3,837	0.55%
		154,771	113,982	40,789	35.79%
		851,689	807,063	44,626	5.53%
900万円		778,406	777,951	455	0.06%
		170,000	127,122	42,878	33.73%
		948,406	905,073	43,333	4.79%

※ 上表は、基礎分（医療分）＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分を記載している。

※ 下表は、モデル的に計算したものである。基礎分（均等割額38,800円・所得割率7.13%）、後期高齢者支援金分（均等割額13,200円・所得割率2.41%）、介護納付金分は（均等割額17,000円・所得割率2.13%で試算）

港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数

旧ただし書所得	被保険者数	世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上
0	24,940	20,158	16,993	2,031	761	292	62	13	5	0	0	1
～100万	8,647	6,532	5,013	1,097	289	100	28	4	0	0	1	0
～200万	6,414	4,722	3,506	886	222	78	25	3	1	1	0	0
～300万	3,830	2,617	1,803	547	167	74	22	2	2	0	0	0
～400万	2,146	1,409	914	325	113	46	9	0	2	0	0	0
～500万	1,438	905	557	213	93	34	8	0	0	0	0	0
～600万	959	593	353	156	53	23	5	3	0	0	0	0
～700万	750	458	273	112	49	18	4	1	0	1	0	0
～800万	636	378	218	94	43	18	3	1	0	1	0	0
～900万	496	272	134	87	27	20	2	1	0	0	0	1
900万超	3,756	1,909	867	521	306	158	46	10	1	0	0	0
合計	54,012	39,953	30,631	6,069	2,123	861	214	38	11	3	1	2

※数値は、令和2年4月1日時点で、港区国民健康保険の資格を有している人を条件に集計している。